

議案第39号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成15年5月19日

三朝町長 吉田秀光

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町特別土地保有税審議会条例を廃止することについて、次のとおり専決処分する。

平成15年3月31日

三朝町長 吉田 秀光

平成15年5月19日 原案承認

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第15号

三朝町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例

三朝町特別土地保有税審議会条例（昭和53年三朝町条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。